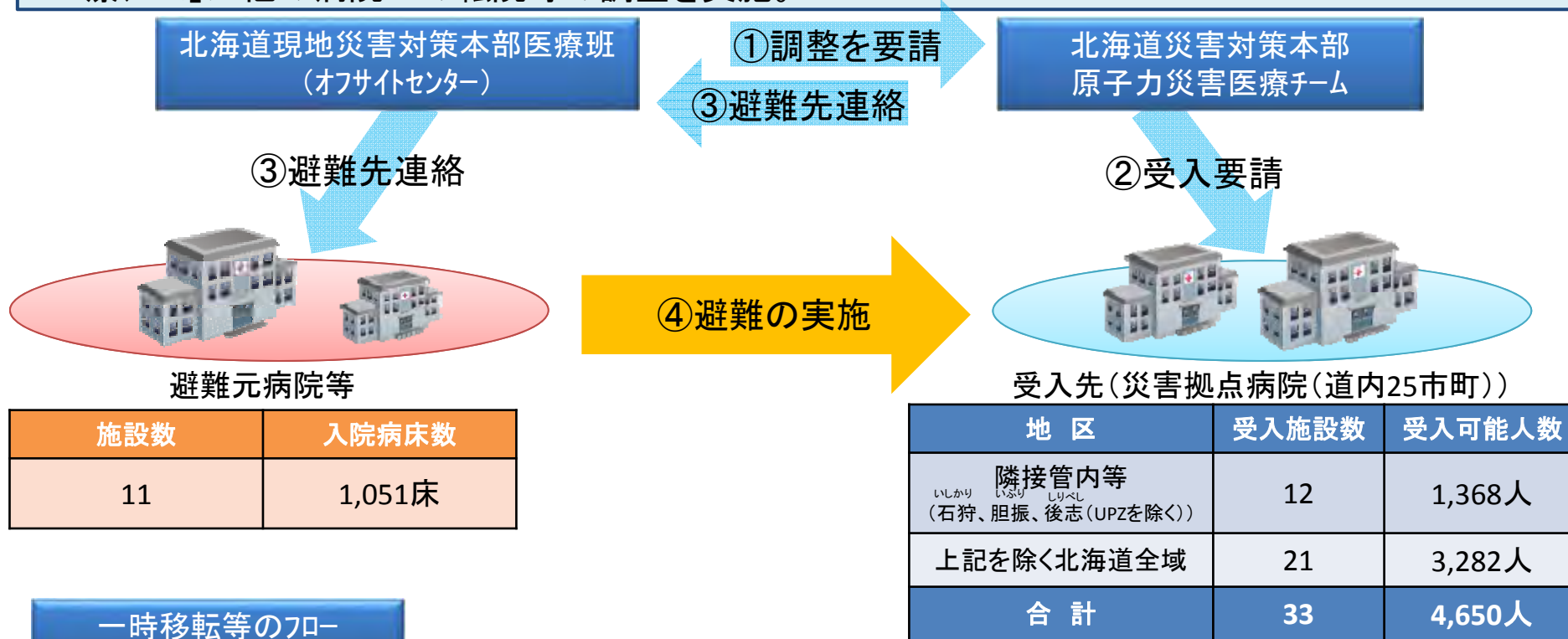


- UPZ圏内の入院病床を有する全ての医療機関(病院及び有床診療所、11施設1,051床)は、個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要となった場合は、隣接管内等の災害拠点病院に入院患者を移転・収容。さらに、当該患者の病状等を踏まえ、必要に応じて、北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」が他の病院への転院等の調整を実施。



一時移転等のフロー

- ① 一時移転等の指示が見込まれる段階で、オフサイトセンター内に設置される北海道現地災害対策本部医療班が、北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」に災害拠点病院への転院等に向けた調整を要請。
- ② 北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」は、関係機関の協力を得て、受入先候補となる災害拠点病院に対し、受入を要請し、一時移転等の準備を整える。
- ③ 北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」は、北海道現地災害対策本部医療班を通じ、避難元病院等に対し、受入先となる災害拠点病院及び避難経路等を連絡。
- ④ 避難元病院等は、指示に基づき、避難行動を開始。

- UPZ圏内にある全ての社会福祉施設等(67施設2,687人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、施設ごとにあらかじめ受入施設を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合には、北海道と関係団体※1が締結している「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、北海道が代替の受入施設を調整。
- さらに、同協定に基づき、受入を支援する他の施設(支援施設)は、UPZ圏内の施設及び受入施設に対し、各施設の要請等を踏まえ生活物資等の提供及び支援職員の派遣を実施。

<UPZ圏内>

施設区分	施設等数	入所定員
高齢者施設等	41	1,585人
障がい福祉施設等	21	891人
児童養護施設	5	211人
合計	67	2,687人

施設ごとの
避難先を確保※2

<UPZ圏外(道内22市町村)>

受入施設数	受入可能人数
122	1,585人
48	891人
9	211人
179	2,687人

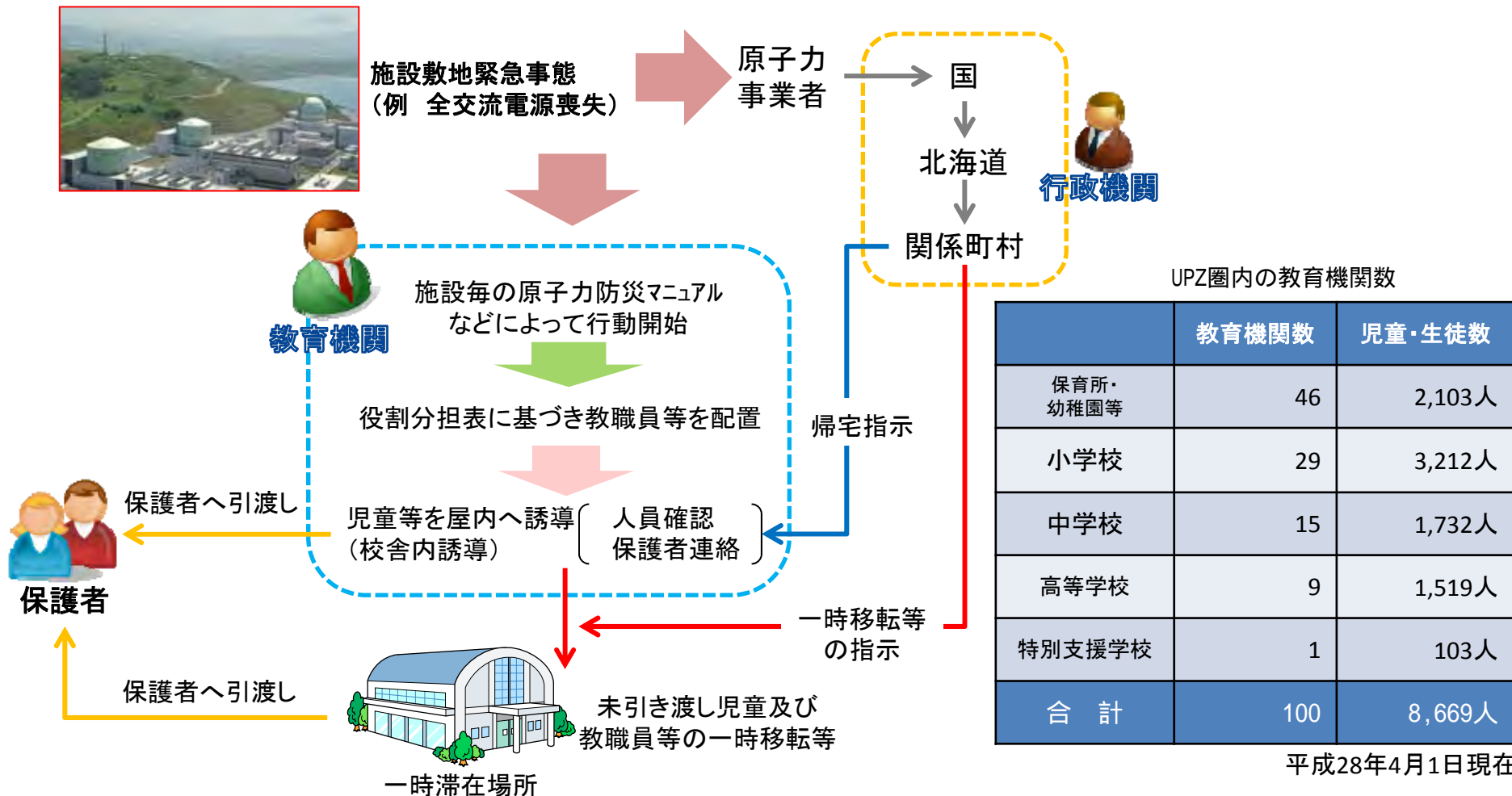
※1: 北海道老人福祉施設協議会、(一社)北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、(一社)北海道知的障がい福祉協会、北海道児童施設協議会

※2: あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合は、「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、北海道が代替の受入施設(787施設3,719人受入可能)を調整。

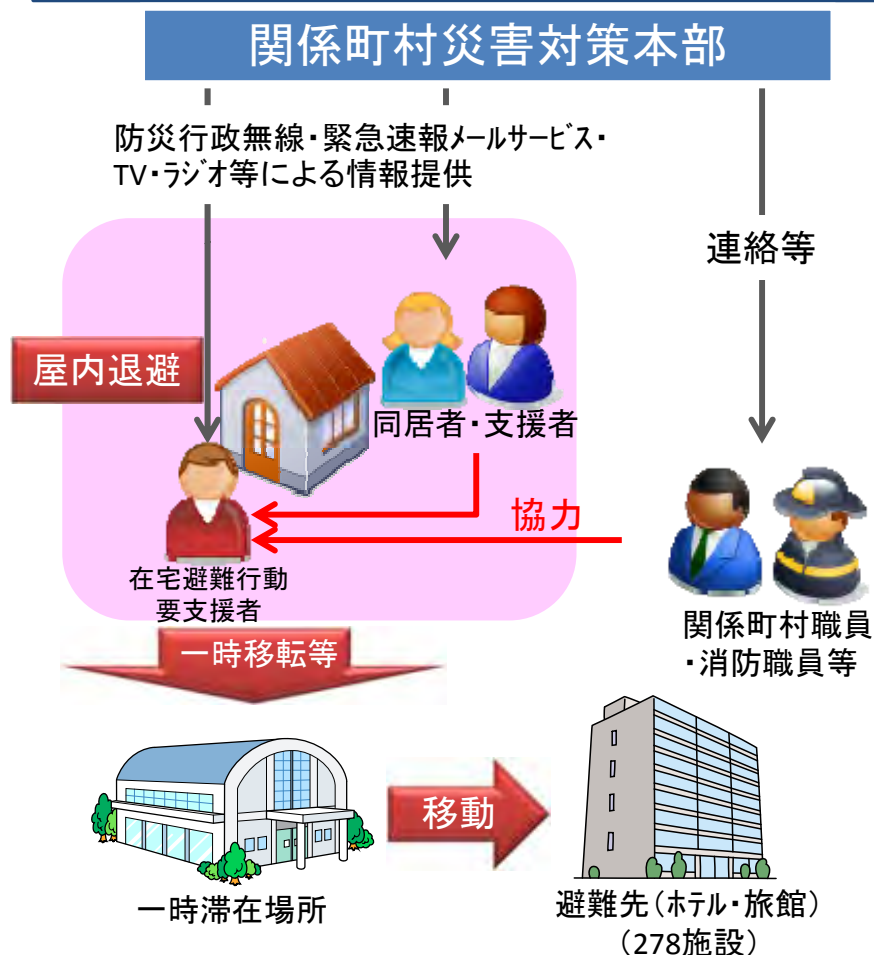
※3: 施設数、人数については、平成28年5月31日現在。

UPZ圏内の学校・保育所等の防護措置

- 施設敷地緊急事態により町(村)災害対策本部から帰宅指示が出された場合は、児童等を保護者に引き渡し、引き渡しができない児童等は屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、町(村)災害対策本部から一時移転等の指示が発出された場合は、教職員等は未引き渡し児童等とともに一時移転等を行い、一時滞在場所で児童等を保護者へ引き渡す。
- 校長、園長等は随時、町(村)災害対策本部と連携を図る。



- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や一時移転等の支援者に対し、防災行政無線、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡がとれない場合は、関係町村職員や消防職員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係町村が準備した一時滞在場所へ移動。その後、関係町村は、移動した在宅の避難行動要支援者を、避難生活環境がより良いホテル・旅館に、優先的に移動させる。



UPZ圏内の在宅の避難行動要支援者数

関係町村	UPZ圏内	関係町村	UPZ圏内
とまりむら 泊村	11人(11人)	くつやんちょう 俱知安町	1,419人(851人)
きょうわちょう 共和町	310人(308人)	しゃこたんちょう 積丹町	93人(56人)
いわないちょう 岩内町	1,535人(1,463人)	ふるびらちょう 古平町	87人(87人)
かもえないむら 神恵内村	8人(8人)	にきちょう 仁木町	297人(229人)
すつつちょう 寿都町	111人(111人)	よいちちょう 余市町	2,778人(1,736人)
らんこしちょう 蘭越町	1,003人(701人)	あかいがわむら 赤井川村	277人(141人)
ちょう 二セコ町	1,009人(605人)	合計	8,938人(6,307人)

- ※1 ()内は支援者有り。
- ※2 人数は、平成28年6月30日現在。
- ※3 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備。